

消防危第 56 号  
令和 8 年 4 月 3 日

各都道府県知事 } 殿  
各指定都市市長 }

消防庁次長  
(公印省略)

### 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 115 号。以下「改正政令」という。）、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 60 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 8 年総務省告示第 181 号）が令和 8 年 4 月 3 日に公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

### 記

#### 第 1 改正内容に関する事項

##### 1 危険物施設の周囲に保有する空地に係る規制の見直しについて

危険物施設の周囲に保有する空地（以下「保有空地」という。）について、当該危険物施設の周囲に耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置を講じ、延焼防止上有効に冷却するための散水設備等を設け、及び当該危険物施設の出入口等の周辺に消防活動のための空地を保有する場合には、Ⅰ及びⅡの要件を満たす範囲内において保有空地の幅を減じ、又はⅠ及びⅡの要件を満たすときに保有空地を保有しないことができるように規制の特例を拡大したこと。（危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。）第 9 条から第 11 条まで及び第 16 条、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）第 13 条及び第 14 条から第 16 条まで並びに危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号。以下「告示」という。）第 2 条の 4 及び第 4

条の2の2から第4条の2の2の3まで関係)

- I 危険物施設で火災が発生するものとした場合において、当該火災の輻射熱により、当該危険物施設に隣接する建築物等の外壁等が、燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。
- II 危険物施設に隣接する建築物等で火災が発生するものとした場合において、当該火災の輻射熱により、当該危険物施設の外壁等が、燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。

## 2 危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける保安距離に係る規制の見直しについて

危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける保安距離について、耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置を講じた場合には、I及びIIの要件を満たす距離を当該保安距離とすることができるように規制の特例を設けたこと。(規則第12条及び告示第2条の3関係)

- I 危険物施設で火災が発生するものとした場合において、当該危険物施設に隣接する高圧ガス施設等が以下の基準に適合すること。
  - ・ 当該火災の輻射熱により、当該高圧ガス施設等の外壁等が、燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。
  - ・ 当該火災の輻射熱により、当該高圧ガス施設等の保安に関する設備がその機能に支障を生じず、かつ、当該施設で製造し、貯蔵し、又は消費する高圧ガス等の温度及び圧力が過度に上昇しないこと。
- II 危険物施設に隣接する高圧ガス施設等で火災又は爆発が発生するものとした場合において、当該危険物施設が以下の基準に適合すること。
  - ・ 当該火災の輻射熱により当該危険物施設の外壁等が燃焼せず、かつ、当該火災の輻射熱又は当該爆発の爆風圧により当該危険物施設の外壁等が防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。
  - ・ 当該火災の輻射熱又は当該爆発の爆風圧により、当該危険物施設の保安に関する設備がその機能に支障を生じず、かつ、当該危険物施設で貯蔵し、又は取り扱う危険物の温度及び圧力が過度に上昇しないこと。

## 3 リチウムイオン蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所に係る特例規定の整備について

リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所について、危険物を容器に収納せずに貯蔵できるように所要の規定の整備を行うとともに、当該屋外貯蔵所のうち、I～IIIの基準に適合するものは、令第16条第1項に掲げる規定の一部を適用しないこととしたこと。(令第16条及び第26条、規則第24条の12の2、第24条の12の3及び第34条並びに告示第68条の2の3関係)

- I 危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備は、告示で定める基準に適合するキュービクル式のものとする。

II 柵等の周囲に、幅3メートル以上の空地进行を保有すること。ただし、当該柵等から3メートル未満となる建築物の壁（出入口以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合には、当該柵等から当該壁及び柱までの距離の幅の空地进行を保有することをもって足りる。

III 指定数量の100倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、冷却するための散水設備をその放射能力範囲が危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備を包含するように設けること。

4 専門員が給油する場合に限り、航空機の前動機を停止させないで給油することができる航空機給油取扱所に係る規定の整備について

(1) 航空機給油取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備

規則第26条第2項及び第3項に定める基準のほか、以下の基準に適合する航空機給油取扱所は、航空機の前動機を停止させないで行う給油に係る業務について専門的知識及び技能を有する者（以下「専門員」という。）が給油する場合に限り、航空機の前動機を停止させないで給油することができることとしたこと。（規則第26条関係）

- ・ 航空機に直接給油するための空地进行は、給油中の航空機の前気が他の航空機の前航に支障を生じさせない広さを有すること。
- ・ 泡を放射することができる装置を備えた消防ポンプ自動車及び第四種の消火設備を設置すること。

(2) 航空機給油取扱所における危険物の取扱いに係る基準の見直し

専門員が給油する場合に限り、航空機の前動機を停止させないで給油することができる航空機給油取扱所における危険物の取扱いは、規則第40条の3の7第1項に定める基準のほか、以下の基準によることとしたこと。ただし、航空機の前動機を停止させて給油する場合には、以下の基準によらないことができる。（規則第40条の3の7関係）

- ・ 専門員以外の者は、給油に係る業務を行わないこと。
- ・ 引火点が38度以上の第4類の危険物以外の危険物を給油しないこと。
- ・ 専門員が行う業務は、次のiからivまでに掲げる専門員の区分に応じ、当該iからivまでに定めるものとすること。
  - i 給油管理者 給油設備のホース機器への危険物の供給を開始し、及び停止する操作を行い、かつ、iiに定める業務を管理する業務
  - ii 給油要員 航空機に給油する業務
  - iii 防火要員 泡を放射することができる装置を備えた消防ポンプ自動車及び第4種の消火設備の付近で待機し、火災その他の事故が発生したときは、消火その他災害の発生防止のための応急の措置を講ずる業務
  - iv 給油監督者 給油に係る業務が適正に実施されるように監視し、及び監督する業務
- ・ 給油するときは、次によること。

- i 危険物又は可燃性の蒸気が航空機の原動機の空気取入口に流入しないように必要な措置を講ずること。
- ii 航空機への積卸作業を行わないこと。
- iii 給油管理者、給油要員及び防火要員は、相互に視認及び意思疎通ができる位置で業務を行うこと。

(3) 予防規程に定めなければならない事項の追加

専門員が給油する場合に限り、航空機の原動機を停止させないで給油することができる航空機給油取扱所にあつては、給油に係る業務を実施するための手順その他保安のための措置に関する事項を予防規程に定めることとしたこと。（規則第 60 条の 2 関係）

5 航空機給油取扱所における添加装置の使用に係る規定の整備について

(1) 航空機給油取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備

航空機給油取扱所において、氷結防止剤等を燃料に添加するための装置（以下「添加装置」という。）を給油タンク車に接続する場合は、以下の基準によることとしたこと。（規則第 26 条関係）

- ・ 航空機に直接給油するための空地は、航空機、給油タンク車及び添加装置がはみ出さず、かつ、安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。
- ・ 添加装置は、給油タンク車の給油設備の例によるほか、危険物の受入れ口が給油タンク車の給油ホースを緊結できる構造のものであること。
- ・ 添加装置の給油ホースの先端部には、航空機の燃料タンクの給油口に緊結できる結合金具を設けること。ただし、当該給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設ける場合は、この限りでない。
- ・ 添加装置には、当該装置の給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
- ・ 添加装置には、転倒を防止するための適当な措置を講ずること。

(2) 航空機給油取扱所における危険物の取扱いに係る基準の見直し

航空機給油取扱所において、添加装置を給油タンク車に接続して給油する場合は、以下の基準によることとしたこと。（規則第 40 条の 3 の 7 関係）

- ・ 航空機、給油タンク車及び添加装置の一部又は全部が、航空機に直接給油するための空地からはみ出たままで給油しないこと。
- ・ 給油タンク車の給油ホースの先端を添加装置の受入れ口に緊結し、かつ、添加装置の給油ホースの先端を航空機の燃料タンクの給油口に緊結すること。ただし、添加装置の給油ホースの先端部に設けた手動開閉装置を備えた給油ノズルにより給油するときは、この限りでない。
- ・ 給油タンク車の給油設備及び添加装置を航空機と電氣的に接続することにより接地すること。

6 その他、所要の規定の整備を行うもの

第2 施行期日等に関する事項

1 施行期日に関する事項

公布の日の翌日から施行することとしたこと。（改正政令附則第1項等関係）

2 経過措置に関する事項

改正政令等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。（改正政令附則第2項等関係）

3 その他の事項

今回の改正政令等の運用については、別途通知する予定であること。

(連絡先)

消防庁危険物保安室

石野、池田

T E L 03-5253-7524

E-mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp